

(様式2)

公の施設の指定管理者制度導入施設の管理運営状況調書【対象年度:令和 4 年度】

所管部・課	企画部まちづくり課
指定管理者	株式会社おもてなしせんぼく

1 施設名等

施設名	仙北市民バス(中川線及び下延八割線)	施設の所在地	仙北市角館町田町上丁11-1
-----	--------------------	--------	----------------

2 施設の概要

設置年月	平成13年4月1月	根拠条例等	仙北市民バス条例、仙北市民バス条例施行
設置目的	市民の交通手段を確保し、もって福祉の向上に寄与すること		
施設内容	市民バス		
利用料金	*小中学生100円大人200円*回数券、定期券、免許返納制度割引券、角館感恩講乗り物券		

3 指定期間・選定方法

指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日 (3 年間)
選定方法	公募 (応募者数:) ・ 非公募 (随意指定)

4 収支の状況(決算ベース)

※財源内訳 (①指定管理料のみ ②指定管理料+利用料金収入 ③利用料金収入のみ) (単位:千円)

項目/年度		令和 3 年度	令和 4 年度	項目/年度		令和 3 年度	令和 4 年度
収入	指定管理料	15,640	15,640	支出	維持管理費	17,772	17,509
	利用料金収入	2,647	2,644		事業費		
	その他	0	0		その他		
収入合計 ①		18,287	18,284	支出合計 ②		17,772	17,509
※臨時的経費除く。				収支差引(①-②)		515	775

5 指定管理者の業務内容

(1)市民バスの運行に関する業務(2)市民バスの維持及び修繕に関する業務(3)市民バスの停留所に関する業務(4)その他市長の管理に必要と認める業務

6 利用実績等

(1)利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】 (単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	1,755	1,718	1,897	1,522	1,299	1,913	1,763	1,762	2,068	1,654	1,937	1,684	20,972
令和3年度(B)	2,119	1,917	2,117	1,791	1,351	1,739	1,842	1,825	2,085	1,624	1,818	1,793	22,021
(A)／(B)	82.8%	89.6%	89.6%	85.0%	96.2%	110.0%	95.7%	96.5%	99.2%	101.8%	106.5%	93.9%	95.2%

(2)利用料金収入 (単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和 4 年度(A)	292	187	192	178	236	166	216	223	273	214	256	231	2,664
令和 3 年度(B)	300	184	198	209	192	238	204	178	244	236	240	224	2,647
(A)／(B)	97.3%	101.6%	97.0%	85.2%	122.9%	69.7%	105.9%	125.3%	111.9%	90.7%	106.7%	103.1%	100.6%

※1~3、5:所管課記入・4、6:指定管理者記入

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	
		評価	評価
施設の目的に沿った管理運営	利用者に対し概ねスムーズな対応が出来た。	B	協定書、仕様書に基づいた管理運営がなされた。 B
平等な利用の確保	利用者の利用目的に沿った対応をしている。(割引券対応、回数券の車内販売、時刻表の配布等)	A	市民を対象に平等な利用の確保がなされた。 B
利用者サービス向上の取組	割引券等のサービス、車内での時刻表の配布、回数券の販売。忘れ物への対応。乗客への乗降時の気配りができた。	A	お祭り期間中の交通規制や緊急的なルート変更等、車内に情報を掲示する等、利用者への配慮がなされた。 A
自主事業	安全運転、お客様対応、健康チェックの為に朝礼、会議の実施。運行管理、アルコールチェック。	B	安全に運行できるよう、日々の朝礼やチェックが適正になされた。 B
職員・管理体制	総務、経理2名 バス運転士4名	B	仕様書及び事業計画に基づいた適正な職員配置、管理体制がなされていた。 A
収支状況	4収支の状況(決算ベース)のとおり。	B	昨年度に比べ利用者数は減少したが、利用料金収入は維持できている。 B
今年度の取組(令和4年度)	朝礼。アルコールチェックの強化		
総合評価	概ね協定書に基づいた管理運営をしている。	B	概ね協定書に基づいた管理運営がなされていた。 B

〈指定管理者評価区分〉

- A: 仕様書等の内容を上回る成果であった。
- B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果であった。
- C: 仕様書等の内容を下回る項目があった。
- D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項があった。

〈所管課評価区分〉

- A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた。
- B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた。
- C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
- D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 制度の効果及び施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
制度の効果	利用者に対し概ねスムーズな対応が出来、利用者の評価を得たと考えられる。	利用者が年々減少する中、利用料金収入が確保できたのは指定管理制度による効果である。
施設の管理運営の課題	バスの老朽化、メンテナンスなど。冬期積雪時、交通規制のさらなる安全対策。	昨年度と比較して修繕することが少なくなったため、今後も引き続き適正な管理をお願いしたい。

※7～8: 指定管理者及び所管課記入